

県内初！福祉従事者等を市民後見人として養成

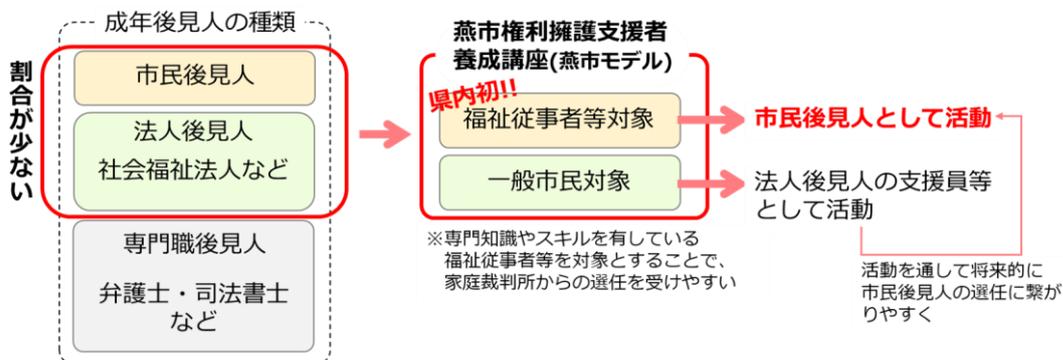
－「燕市モデル」で権利擁護・成年後見制度のニーズに応えます－

近年、認知症や精神障がい等を理由として権利擁護ニーズが高まる一方で、成年後見人の担い手不足が課題となっています。燕市では、増加する権利擁護支援ニーズに応えるため、県内初の取組となる、福祉従事者等を市民後見人に養成します。福祉従事者等を対象として専門性を担保することで選任比率の低い市民後見人を増やし、成年後見制度の担い手確保を図ります。また、講座に先立ち、受講を検討している方を対象にした事前説明会を開催します。

【燕市権利擁護支援者養成講座（燕市モデル）の概要】

1.特徴：これまで実施されてこなかった市民後見人の養成に着目

- ・福祉従事者等を対象に市民後見人として養成する。
- ・一般市民向けに、法人後見支援員として活動できるようにすることで、法人後見人の受入数を増やすとともに、後の市民後見人の選任可能性を高める。



※市民後見人とは

弁護士や司法書士などの資格を持たない親族以外の市民による成年後見人等であり、市町村の支援を受けて後見業務を適正に担います。主な業務は、金銭管理、介護・福祉サービスの利用援助支援などです。家庭裁判所から選任され、後見内容に基づいて家庭裁判所により報酬額が決定されます。

2.講座日程：11月21日(火)～令和6年1月26日(金)のうち6日間

3.募集期間：10月17日(火)～11月7日(火)

4.事前説明会：10月17日(火) 午後1時30分～3時

5.説明会会場：燕市民交流センター（燕市吉田日之出町 1-1）

6.申込方法：申し込み方法その他詳細は、市公式ホームページをご覧ください。



▲市公式ホームページ

「子育てするなら燕市で」



には理由がある。

本件についてのお問い合わせ先
健康福祉部 長寿福祉課：小田嶋
健康福祉部 社会福祉課：西川
電話：0256-77-8157（直通）